生活指導だけ

2019.7.16(火) 岸和田市立八木南小学校 校長 谷 早苗 生活指導委員会





待ち遠しかった夏休みが、いよいよやってきます。今年は1週間短くなって37日休みです。子どもたちにとっては、学校、教室から開放され、普段の学校生活では味わえないことをたくさん体験し、有意義な休みにしたいものです。一方、夏休みは子どもたちの生活が乱れがちです。特に、非行問題等が多発するときです。最近は SNS の普及やオンラインゲームの流行で子どもたちもスマホ依存になってしまうこともあります。

十分にご家庭でもご留意願いたいと思います。

学校では夏休みのくらしについて別紙(『事故のない楽しい夏休みにするために』)の内容に基づき、十分指導していますが、ご家庭でもご指導、ご協力お願いします。

特に次の事柄を各ご家庭で大切にして頂きたいと思います。

①家庭の一員として仕事をしよう

家事労働をさせて下さい。学校でもいっしょうけんめいに働くことは、何より 大切なことだと考えています。どんな小さな仕事でも、 責任を持って積極的にさせるようにして下さい。

②水の事故を防ごう

毎年夏休みに入ると、海や、川などの事故が後をたちません。海水浴には必ず保護者や責任をもてる大人の人と行かせて下さい。また、池での遊びは決してさせないようにお願いします。



③交通事故にあわないようにしよう

信号、踏切などの交通ルールをしっかり守るようにご注意ください。警報機がなってから踏切を渡ったり、信号無視で車と接触しかけたりしています。特に、休み中、子どもたちは自転車に乗って広範囲で行動することと思います。自転車の乗り方、整備等についてもう一度ご家庭で指導をお願いします。

④火遊びは止めよう

火遊びは大変危険です。学校でも勿論指導は行いますが、各ご家庭でも子ども たちへの指導よろしくお願いします。特に、夏は、花火の季節です。地域で子ど もたちだけで、花火遊び・爆竹遊び・火遊び等をしているのを見かけたら、「や めなさい。」という声かけと共に学校への連絡をよろしくお願いします。

☆☆☆ スマホの使用について ☆☆☆

八木南小学校でも最近スマホやケータイでのトラブルが目立ってきました。6年生には1学期にKDDIの方から使い方や怖さなどを教えていただきました。

子どもの持っているスマホなどは必ず保護者の方で見ていただいて 管理して下さい。

スマホやケータイは保護者の方の契約になっています。すなわち子どもたちは 保護者の物を貸してもらっているということです。もし、トラブルや、犯罪に巻 き込まれると保護者の責任になります。そのために次の決まりをご家庭でお話し ください。

- ★寝る時などはスマホをみんなのいる場所に置くようにしましょう。
- ★子どものスマホなどの暗証番号やロック解除番号などを必ずお子さんと共 有しましょう。
- ★ゲームなどの課金やラインなどの内容も定期的にチェックしましょう。
- **★**必ずフィルタリングをかけましょう。

また、子どもたちには次のような事柄をお話ししています。

- · ◎勝手に人の写真を撮らない。(肖像権の侵害になります)
- ◎他人が映っている写真や動画を勝手にラインや SNS に投稿しない。GPS 機能などで自宅や個人が特定されたり、誰もいないときに知らない人が訪ねてきたりすることがあります。また、写真を合成されて世界中に広がる可能性があります。自分の画面から削除してもダメです。一度投稿されると取り返しがつきません。
- ◎自分の感情(腹が立つ、いやだ、悲しい、悔しい)などを書かない。相手は顔
- を見ていません。気持ちや本当の意味を正確には伝わりません。しかも小学生の つたない文章では間違いなく誤解を招きます。これがトラブルの原因です。
- ◎グループラインなどに悪口を書いたり、仲間を外すようなことは書いたりしないで必ず本人と面と向かって話すようにする。
- ◎顔を合わせて話せないような言葉は書かない。

☆1,2年生の市民プールは保護者同伴で☆

先日プリントでもお知らせしましたように、低学年の市民プール 利用は保護者の付き添いが必要になります。本校では以前から『学 校の決まり』でもこのようになっていますがもう一度ご確認くださ い。



また、市民プールでのトラブルが多く起きています。『自転車の鍵 を必ずかける』『多額のお金を持っていかない』などご注意ください。

·······[覚えておこう 不審者対策] キーワードは、『いかのおすし』です。

『いか』は、ついて**いか**ない。

『の』は、車にのらない。

『お』は、**お**お声を出す。

『す』は、**す**ぐ逃げる。

『し』は、**し**らせる。

この合い言葉を覚え、知らない人や、変な人には、ついていかない。

知らない人の車には、乗らない。大声を出す。すぐ逃げる。

警察や学校に知らせる。このことをいつも頭に入れて、生活してほしいと、 思います。



━<お願い>

• 別紙(楽しい夏休みを過ごすために)の約束事について、子どもたちと話し合う時間を持ってください。

- 早朝から友達の家へ遊びに行かせないようにして下さい。また、夕方5時までには帰宅させてください。
- 盆踊り開催時や夜店には責任の持てる大人と行かせてください。
- 子どもの小遣いの用途や所持金に十分気をつけてください。
- ショッピングセンター・ゲームセンター・カラオケボックスへは子どもだけでは行かせないで下さい。
- 一日の出来事を話し合える時間を持ってください。
- 子どもと遊んだり、親子で作品を作ったりする時間を持ってください。
- スマホなどの使用時間など、ルールを守らせて下さい。

校区外への出歩きに注意!

夏休みにはいると子どもたちの行動範囲も広がります。八木南小学校では校区外に出るときは保護者又は責任を持てる大人と一緒に行くことになっています。

特にショッピングセンターなどの大勢の人が集まる所には保護者同伴で行くようにしてください。しかし、この決まりを守らず自分たちだけで行き、トラブルに巻き込まれることがよくあります。自転車などの盗難もしばしば起きています。

時にはそのトラブルをきっかけに学校間の暴力事件に発展することも起きています。「中学生の出来事だ」と決めつけることは出来ません。岸和田市内の小学校でも学校間の暴力事件が何件も起きています。

気持ちの大きくなる夏休みですが、学校の決まりをしっかり守って楽しい夏休みになるように心がけてください。





1、夜間営業を行う施設への立ち入り制限等

ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェの営業者は18歳未満の者を以下の時間帯に当該施設に立ち入らせてはいけません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後7時~翌日の午前5時
・16歳未満で保護者同伴の場合	
・16歳未満の者が、保護者の承諾を得	
た指導者の監督の下、ボウリング競技	午後10時~翌日の午前5時
に参加し、そのための練習を行う場合	
・16歳以上18歳未満の者	

^{*}小・中学生同士で夜7時以降に、これらの施設で遊ぶことは禁止されているということです。

*保護者、指導者と一緒であっても、夜10時までが限度と言うことです!だから保護者同伴でも、上記の時間帯にカラオケボックス等に入店しようとしても店員さんから拒否されることもあります。もちろん赤ちゃんを連れて夜10時過ぎてカラオケボックスで歌っているのもダメです。

2、夜間に外出させない保護者の努力義務

保護者は、通学、通勤その他正当な理由がある場合を除き、以下の時間帯に 18歳未満の者を外出させないように努めなければなりません

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
• 1 6歳未満の者	午後8時~翌日の午前4時
・16歳以上18歳未満の者	午後11時~翌日の午前4時

^{*}午後8時以降、小学生は家にいるということです。夜店も同じです。

3、夜間の連れだし等の禁止

誰でも保護者の承諾を受けずに以下の時間帯に18歳未満の者を連れ出し、同伴し、とどめた場合は30万円以下の罰金を課されることがあります。

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
• 1 6歳未満の者	午後8時~翌日の午前4時
・16歳以上18歳未満の者	午後11時~翌日の午前4時

^{*}誰でも→知り合いのお兄さん、お姉さん、親戚のおじさん、友人でもダメ!

^{*}塾やスポーツクラブの活動は保護者の承諾、指導者の許可があれば大丈夫です。 ただし活動が終わればまっすぐに帰宅しなければなりません。 <u>寄り道はだめで</u>す。

^{*}深夜から早朝の初詣も子どもたちだけでは行けません